

○四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成13年3月27日

規則第12号

改正 平成17年3月4日規則第3号

平成18年12月22日規則第49号

平成20年9月29日規則第34号

平成20年11月25日規則第35号

平成25年12月26日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めるところによる。

(経営許可の申請等)

第3条 条例第3条に規定する申請書は、墓地・納骨堂・火葬場経営許可申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地等の周囲200メートル以内の河川又は湖沼及び住宅等の状況を示す見取図
- (2) 墓地等の位置を示す図面
- (3) 墓地にあっては、その区域を示す図面並びに施設の配置図及び構造図、納骨堂又は火葬場にあっては、建物及びその附属設備の配置図及び構造図
- (4) 墓地等に係る土地の登記事項証明書
- (5) 墓地等に係る公図の写し
- (6) 維持管理規則等墓地等の使用及び管理の方法を記載した書類
- (7) 経営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
- (8) 資金計画書及び墓地等の設置に要した費用の内訳明細書
- (9) 申請者が地方公共団体である場合にあっては、議会の議決書の写し
- (10) 申請者が市内宗教法人又は市内公益法人である場合にあっては、法人の登記

事項証明書、宗教法人規則、定款の写し及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

(11) 第6条第6項に規定する事前協議済通知書の写し

(12) その他市長が必要と認める書類

(平17規則3・平18規則49・平20規則34・平20規則35・一部改正)

(変更許可申請書等)

第4条 条例第4条に規定する申請書は、墓地・納骨堂・火葬場変更許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第4条に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 変更後の墓地等に係る前条第2項各号に掲げる書類及び図面

(2) 変更により墓地でなくなる区域があり、改葬を必要とする場合にあっては、改葬許可証の写し、改葬報告書及び墓地でなくなる区域の現況図。ただし、当該申請に係る墓地でなくなる区域を引き継いで墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。

(廃止許可申請書等)

第5条 条例第5条に規定する申請書は、墓地・納骨堂・火葬場廃止許可申請書（様式第3号）とする。

2 条例第5条に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 墓地又は納骨堂を廃止する場合にあっては、改葬許可証の写し、改葬報告書及び墓地でなくなる区域の現況図。ただし、当該申請に係る墓地又は納骨堂でなくなる区域を引き継いで法第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。

(2) 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該墓地等の廃止に関する議会の議決書の写し

(3) 申請者が市内宗教法人又は市内公益法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

(平17規則3・平18規則49・一部改正)

(事前協議申請書等)

第6条 条例第6条の規定により墓地又は納骨堂の工事着手前における協議を行おうとする者(以下この条及び次条において「経営予定者」という。)は、墓地・納骨堂経営・変更許可事前協議申請書(様式第4号。以下この条、次条及び第6条の3において「事前協議申請書」という。)に次に定める書類及び図面を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の周囲200メートル以内の河川又は湖沼及び住宅等の状況を示す見取図
- (2) 墓地等の位置を示す図面
- (3) 墓地にあっては、その区域を示す図面並びに施設の造成計画、設計図及び構造図、納骨堂にあっては、建物及びその附属設備の設計図及び配置図
- (4) 墓地等に係る土地の登記事項証明書
- (5) 墓地等に係る公図の写し
- (6) 維持管理規則等墓地等の使用及び管理の方法を記載した書類
- (7) 経営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
- (8) 資金計画書及び墓地等の設置に要する費用の内訳明細書
- (9) 法人の登記事項証明書、宗教法人規則、定款の写し及び墓地等の経営又は変更の意思決定をした旨を証する書類
- (10) 市内宗教法人又は市内公益法人にあっては、収支決算書
- (11) 財産目録、残高証明書等市内宗教法人又は市内公益法人の財産が確認できる書類
- (12) 墓地等の経営の必要性を証する書類(既存の寺院等に附属する墓地で、1,000平方メートル未満の墓地又は一時保管を目的に使用される納骨堂は除く。)
- (13) 墓地にあっては、次項に規定する土地所有者の承諾書又はそれに代わる書類
- (14) 墓地を經營しようとする市内宗教法人にあっては、墓地使用契約書又は墓地を使用する意思を有する者が確認できる書類
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により墓地に係る事前協議申請書を提出しようとする経営予定者は、自らの責任において当該墓地の計画について、墓地の用地の境界から10メートル

以内の土地所有者全員に対し説明するとともに、その承諾を得るよう努めなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により経営予定者が土地所有者に当該墓地の計画を説明し、承諾を求めた結果、次に掲げる事由に該当する場合は、市長は経営予定者に対し必要な指導を行うものとする。

(1) 前項に規定する土地所有者全員の承諾が得られない場合

(2) 公衆衛生上その他公共の福祉の観点から考慮すべき意見がある場合

4 市長は、第1項に規定する事前協議申請書の提出があった場合は、墓地等の計画の内容が別に定める審査基準に適合しているかどうかを審査し、当該計画の内容が審査基準に適合していないとき、その他市長が必要と認めるときは、経営予定者に対し必要な指導を行うものとする。

5 経営予定者は、前項の規定による指導があったときは、誠実に対応しなければならない。

6 市長は、第4項の規定による審査の結果、墓地等の計画の内容が審査基準に適合していると認めるときは事前協議済通知書（様式第5号）により、審査基準に適合していないと認めるときは事前協議事項不適合通知書（様式第6号）により経営予定者に通知するものとする。

7 前項に規定する事前協議済通知書の有効期間は、通知の日から3年が経過する日までの期間とする。

8 第6項に規定する事前協議済通知書による通知を受けた経営予定者は、協議した事項を変更しようとするときは、墓地・納骨堂経営・変更許可事前協議事項変更協議書（様式第7号）に当該事前協議済通知書の写し及び変更に係る第1項各号に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出し、協議しなければならない。この場合において、その変更が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず当該事前協議済通知書は、その効力を失うものとし、当該経営予定者は、新たに事前協議を行われなければならない。

(1) 経営予定者を変更する場合

(2) 墓地又は納骨堂の用地を変更する場合

(3) 埋蔵墓地から埋葬墓地へ変更する場合

- (4) 計画墳墓区画数の2分の1を超えて区画数を変更する場合
- (5) 計画墓地面積の2分の1を超えて土地利用や配置を変更する場合
- (6) その他市長が事前協議済の内容と一体性を失うと認める場合

9 前項の規定による変更協議については、第1項、第4項、第5項及び第6項の規定を準用する。

(平17規則3・平18規則49・平20規則35・平25規則31・一部改正)

(説明会の開催)

第6条の2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める区域は、墓地の用地の境界からの水平距離が150メートル以内の区域とする。

2 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 墓地の区域の面積の拡張が250平方メートル未満の場合
- (2) 墳墓数の拡張が20区画未満の場合

3 条例第6条の2第1項の規定による説明会は、事前協議申請書を提出しようとする日の90日前までに開催しなければならない。

4 条例第6条の2第1項の規定による説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 経営予定者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）
- (2) 墓地の名称及び所在地
- (3) 墓地の概要
- (4) 墓地の運営管理の方法
- (5) 工事予定期間
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要
- (7) 条例第6条の3第1項に規定する意見の申出方法及び期限
- (8) 事前協議申請書の提出予定日
- (9) その他市長が必要と認める事項

5 条例第6条の2第2項の規定による報告は、次に掲げる書類を添付した墓地経営

計画説明会実施報告書（様式第7号の2）を市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 説明会において配布した資料
- (2) 説明者の氏名及び所属を記載した書類
- (3) 説明会に出席した者の氏名及び住所を記載した名簿
- (4) 墓地の用地の境界からの水平距離が150メートル以内の範囲の住民等の状況を示す図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

（平25規則31・追加）

（関係住民等との協議）

第6条の3 条例第6条の3第2項の規定による協議は、説明会により関係住民等が経営等の計画の説明を受けてから事前協議申請書を提出しようとする日の60日前までに行うものとする。

2 条例第6条の3第3項の規定による報告は、墓地経営計画説明会協議状況報告書（様式第7号の3）を市長に提出することにより行わなければならない。

（平25規則31・追加）

（許可通知書等）

第7条 条例第7条の規定による許可の通知は墓地・納骨堂・火葬場経営・変更・廃止許可通知書（様式第8号）により、不許可の通知は墓地・納骨堂・火葬場経営・変更・廃止不許可通知書（様式第9号）により行うものとする。

（許可の基準の特例）

第7条の2 条例第8条第1項第2号及び第2項第2号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 墓地又は納骨堂を経営する市内宗教法人が解散その他の事由により当該墓地又は納骨堂の経営を継続することが困難となった場合において、他の宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人が当該墓地又は納骨堂を引き継いで経営しようとするとき。
- (2) 墓地又は納骨堂を経営しようとする市内宗教法人の主たる事務所が存する境内地又はこれに隣接する土地を含む土地の区域に、新たに墓地又は納骨堂を設置す

る場所がない場合において、次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該市内宗教法人が既に市内において墓地又は納骨堂を経営している場合にあっては、当該墓地又は納骨堂のすべての墳墓又は納骨壇について長期間の使用に係る契約が締結されていること。

イ 新たに墓地を設置する場合にあっては、その面積が原則として1,000平方メートル未満であること。

2 条例第8条第1項第3号及び第2項第3号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 墓地又は納骨堂を経営する市内公益法人が解散その他の事由により当該墓地又は納骨堂の経営を継続することが困難となった場合において、他の公益社団法人又は公益財団法人が当該墓地又は納骨堂を引き継いで経営しようとするとき。

(2) 墓地又は納骨堂を経営しようとする市内公益法人の主たる事務所が存する敷地又はこれに隣接する土地を含む土地の区域に、新たに墓地又は納骨堂を設置する場所がない場合において、次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該市内公益法人が既に市内において墓地又は納骨堂を経営している場合にあっては、当該墓地又は納骨堂のすべての墳墓又は納骨壇について長期間の使用に係る契約が締結されていること。

イ 新たに墓地を設置する場合にあっては、その面積が原則として1,000平方メートル未満であること。

(平20規則34・追加・一部改正)

(墓地変更許可の要件)

第8条 条例第8条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号いずれにも該当する場合とする。

(1) 変更をする前の墓地の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が、当該変更に係る墓地のうち法第10条第1項の規定による許可を受けた墓地の面積の2倍の面積以下であること。

(2) 変更をする前の墓地と当該変更により新たに墓地となる区域が接続している等一体性を有する形態の墓地であると認められること。

(同意を示す書類の提出)

第8条の2 条例第9条第1項第5号に規定する規則で定める同意を示す書類が提出された場合は、第6条の2第2項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号に掲げる墓地の経営の計画に対する同意を示す書類のいずれもが提出されたときとする。

- (1) 墓地の用地に隣接した土地の所有者及び使用者の同意を示す書類
- (2) 墓地の用地の境界から100メートル以内に住所を有する世帯主の3分の2以上の者の同意を示す書類
- (3) 墓地の用地の境界から100メートル以内に設置されている施設の管理者の同意を示す書類

(平25規則31・追加)

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出書等)

第9条 条例第16条に規定する届出書は、墓地・火葬場新設・変更・廃止届出書(様式第10号)とする。

2 条例第16条に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地又は火葬場の付近の状況を示す図面
- (2) 墓地又は火葬場の敷地の地積測量図
- (3) 墓地又は火葬場の施設の構造図
- (4) 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整理事業の事業計画の認可を証する書類

(変更届出書)

第10条 条例第17条に規定する届出書は、墓地・納骨堂・火葬場許可申請書等記載事項変更届出書(様式第11号)とする。

(墓地の表示)

第11条 条例第18条第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地の名称及び所在地
- (2) 経営者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 経営許可年月日及び許可番号(法第10条第2項の規定による墓地の変更許可

を受けた場合にあつては、経営許可年月日及び許可番号並びに変更許可年月日及び変更許可番号)

- (4) 面積及び区画数
- (5) 墓地全体の概略を示す平面図
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 条例第18条第4号に規定する規則で定める表示の方法は、縦0.9メートル以上、横1.8メートル以上の標識をもって行うこととする。

(申請書等提出部数)

第12条 条例又はこの規則に基づき市長へ提出する書類及び図面の部数は、正本及び副本各1部とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に調製した用紙は、この規則の施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成18年規則第49号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第35号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第31号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

様式第1号(第3条第1項)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟
電話番号

(法人にあつては、名称、代表者の氏
名及び主たる事務所の所在地)

墓 地
納骨堂 経営許可申請書
火葬場

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により、
墓地 納骨堂 を経営したいので、
火葬場
関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 経営の計画
- 3 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 墓地等の構造
- 5 工事の着手及び完了の年月日
着手 年 月 日
完了 年 月 日

様式第2号(第4条第1項)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申請者 氏 名 ①
電話番号

(法人にあつては、名称、代表者の氏
名及び主たる事務所の所在地)

墓 地
納骨堂 変更許可申請書
火葬場

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、墓 地
納骨堂 を変更したいので、
火葬場
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 墓地等の名称

2 変更後の経営の計画

3 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積

4 変更後の墓地等の構造

5 変更に係る工事の着手及び完了の年月日

着手 年 月 日
完了 年 月 日

6 変更の理由

様式第3号(第5条第1項)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申請者 氏 名 ①
電話番号

(法人にあつては、名称、代表者の氏
名及び主たる事務所の所在地)

墓 地
納骨堂 廃止許可申請書
火葬場

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により、
墓 地
納骨堂 を廃止したいので、
火葬場
関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 3 廃止の理由

様式第4号(第6条第1項)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

(法人にあつては、名称、代表者の氏
名及び主たる事務所の所在地)

墓 地 経 営 許 可 事 前 協 議 申 請 書
納 骨 堂 変 更

四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、墓地の経営の計画について、次のとおり申請します。

- 1 協議の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地・納骨堂の名称
- 3 墓地・納骨堂の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 計画の内容

様式第5号(第6条第6項)

第 号
年 月 日

様

四街道市長

印

事前協議済通知書

四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、
年 月 日付けで事前協議の申請がありました 墓地 納骨堂 の計画について
は、審査の結果、審査基準に適合していると認められたので、四街道市墓地等の経営の許
可等に関する条例施行規則第6条第6項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 協議の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地・納骨堂の名称
- 3 墓地・納骨堂の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 区画数・収蔵数
- 5 本事前協議済通知書の有効期間 本通知の日から 年 月 日まで

備考

- 1 事前協議について
 - (1) この事前協議済通知書は、墓地・納骨堂の経営・変更許可通知書ではありません。
 - (2) この審査は、他の法令等については審査の対象ではないので、他の法令等が適用される場合は、所轄機関において別途許可等を受ける手続が必要です。
 - (3) この事前協議済通知書の有効期限内に墓地・納骨堂の経営・変更許可申請がなされない場合は、この事前協議済通知書の効力は失効します。
 - (4) この事前協議済通知書は、将来審査基準の改正等により無効となる場合があります。
 - (5) 現時点において審査基準に適合していると認められるものであっても、墓地・納骨堂の経営・変更許可があるまでに関係法令等の改正により適合しなくなった場合は、許可をしないことがあります。
- 2 許可申請について
 - (1) 墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項又は第2項に規定する墓地又は納骨堂の経営又は変更の許可申請は、墓地又は納骨堂の工事完了後に行ってください。
 - (2) 許可申請にあつては、用地が自己の所有であり、抵当権等の所有権を制限する物権が設定されないこと、自己の資金により設置されたことが証明されること及び墓地又は納骨堂の維持管理規則等の制定がなされていることについて事前協議内容と相違がないことが必要です。

様式第6号(第6条第6項)

第 号
年 月 日

様

四街道市長



事前協議事項不適合通知書

年 月 日付けで事前協議の申請がありました 墓地
納骨堂 の計画につい
ては、審査の結果、審査基準に適合していないと認められるので、四街道市墓地等の経営
の許可等に関する条例施行規則第6条第6項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 協議の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地・納骨堂の名称
- 3 墓地・納骨堂予定地の所在、地番、地目及び面積
- 4 不適合の理由

様式第7号(第6条第8項)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟
電話番号
(法人にあつては、名称、代表者の氏
名及び主たる事務所の所在地)

墓 地 経 営 許 可 事 前 協 議 事 項 変 更 協 議 書
納 骨 堂 変 更

墓 地 納 骨 堂 の 計 画 に つ い て 事 前 協 議 事 項 を 変 更 し た い の で、四 街 道 市 墓 地 等 の 経 営 の 許 可
等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 第 6 条 第 8 項 の 規 定 に よ り、関 係 書 類 を 添 え て 次 の と お り 変 更 の 協
議 を 申 請 し ま す。

- 1 協議の区分 経営許可・変更許可
- 2 墓地・納骨堂の名称
- 3 墓地・納骨堂の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 事前協議済通知書の通知年月日 年 月 日
- 5 計画変更の内容
- 6 計画変更の理由

様式第7号の2（第6条の2第5項）

年 月 日

四街道市長 様

住 所
報告者 氏 名 ㊞
電話番号

（法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

墓地経営計画説明会実施報告書

関係住民等に対する説明会を開催したので、四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の用地の所在地
- 3 説明会開催年月日

年 月 日

様式第7号の3（第6条の3第2項）

年 月 日

四街道市長 様

住 所
報告者 氏 名 ㊞
電話番号

（法人にあつては、名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地）

墓地経営計画説明会協議状況報告書

関係住民等と協議を行ったので、四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条の3第3項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の用地の所在地
- 3 協議年月日
- 4 協議内容

年 月 日

様式第8号(第7条)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長 

墓 地 経 営
納 骨 堂 変 更 許 可 通 知 書
火 葬 場 廃 止

年 月 日付けで申請がありました 墓 地 経 営
納 骨 堂 の 変 更 について、
火 葬 場 廃 止

四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第7条の規定により、次のとおり許可
します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 3 許可番号 第 号
- 4 その他

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

様式第9号(第7条)

四街道市 指令第 号
年 月 日

様

四街道市長 

墓 地 経 営
納 骨 堂 変 更 不 許 可 通 知 書
火 葬 場 廃 止

年 月 日付で申請がありました 墓 地 経 営
納 骨 堂 の 変 更 については、次
火 葬 場 廃 止

の理由から許可できないので、四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第7条
の規定により、次のとおり通知します。

理由

(行政不服審査法に基づく教示)

(行政事件訴訟法に基づく教示)

様式第10号(第9条第1項)

年 月 日

四街道市長 様

住所
届出者 氏名 (印)
電話番号
(法人にあつては、名称、代表者の氏
名及び主たる事務所の所在地)

墓地 新設
火葬場 変更 届出書
廃止

都市計画事業・土地区画整理事業・住宅街区整備事業により、墓地 新設
火葬場 を 変更 しま
廃止
すので、四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例第16条の規定により、関係書類を添
えて次のとおり届け出ます。

- 1 都市計画事業等の名称
- 2 墓地又は火葬場の名称
- 3 墓地又は火葬場の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 墓地又は火葬場の構造
- 5 工事の着手予定及び完了予定の年月日
着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日

様式第11号(第10条)

年 月 日

四街道市長 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟
電話番号

(法人にあつては、名称、代表者の氏
名及び主たる事務所の所在地)

墓 地
納骨堂 許可申請書等記載事項変更届出書
火葬場

申請書・届出書に記載した事項に変更が生じたので、四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例第17条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 3 変更の内容
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更の理由

様式第1号（第3条第1項）

様式第2号（第4条第1項）

様式第3号（第5条第1項）

様式第4号（第6条第1項）

様式第5号（第6条第6項）

様式第6号（第6条第6項）

様式第7号（第6条第8項）

様式第7号の2（第6条の2第5項）

（平25規則31・追加）

様式第7号の3（第6条の3第2項）

（平25規則31・追加）

様式第8号（第7条）

（平18規則49・一部改正）

様式第9号（第7条）

（平18規則49・一部改正）

様式第10号（第9条第1項）

様式第11号（第10条）